

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成23年11月14日

**【四半期会計期間】** 第43期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

**【会社名】** 株式会社博展

**【英訳名】** Hakuten CO.,LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 田中 正則

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区築地一丁目13番14号

**【電話番号】** 03(6278)0010(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営管理部長 今森 教仁

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区築地一丁目13番14号

**【電話番号】** 03(6278)0010(代表)

**【事務連絡者氏名】** 取締役経営管理部長 今森 教仁

**【縦覧に供する場所】** 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第42期 第2四半期累計期間	第43期 第2四半期累計期間	第42期
会計期間	自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日	自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
売上高 (千円)	1,831,745	1,670,753	3,787,418
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	29,708	47,868	41,885
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (千円)	34,993	44,808	22,957
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	156,253	157,198	157,123
発行済株式総数 (株)	16,798	16,918	16,908
純資産額 (千円)	528,147	633,342	587,218
総資産額 (千円)	1,597,737	1,690,585	1,671,075
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は1株当 り四半期純損失金額( ) (円)	2,084.65	2,648.99	1,365.27
潜在株式調整後1株当 り四半期(当期)純利益金 額 (円)	-	2,603.19	1,337.66
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	33.1	37.4	35.1
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	40,330	16,308	248,083
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	11,652	6,561	6,370
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	31,367	27,936	29,784
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	537,014	651,213	688,896

回次	第42期 第2四半期会計期間	第43期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日	自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益 金額又は1株当たり四半 期純損失金額( ) (円)	2,276.59	3,731.81

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4 第42期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績の分析

当第2四半期累計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興が本格化しつつある一方で、急激な円高の進行、欧米景気の減速、さらに雇用情勢の悪化懸念など、依然として先行きは不透明な状況で推移してまいりました。

当社コミュニケーションデザイン事業の主要領域であります展示会市場、イベント市場及び広告市場におきましては、東日本大震災の影響を色濃く残す、かつてない非常に厳しい経営環境で始まったものの、国内景気の回復に合わせて、ほぼ震災前の状態まで回復しつつあります。

当社は、展示会・イベントをはじめとして、ショールーム・ショップ、情報伝達ツールなど、企業とユーザーとのあらゆる顧客接点をデザインし、新規顧客獲得の機会増加、既存顧客の囲い込みの促進、ブランド構築、知名度の向上など、顧客のビジネスパフォーマンスを高めるサポートを展開してまいりました。

なかでも、展示会・イベントといった、人と人が直接出会う場において行われる宣伝・販売活動を「Face to Face マーケティング」と位置付け、展示会・イベントを開催・主催する企業への「主催サポート」、そこに出席する企業への「出展サポート」を特に注力して事業を展開しております。

第1四半期会計期間（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）は東日本大震災の影響を大きく受け、売上高は大幅に減少（前年同四半期比32.7%減）したものの、第2四半期会計期間（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）は従来からの当社の強みである出展サポート領域に加え、主催サポート領域においても出展支援システム等販売力強化に向けた取り組みの成果が出始めたこと等により、売上高は大幅に増加（前年同四半期比21.4%増）し、3期ぶりに第2四半期会計期間が黒字化いたしました。また、東日本大震災の影響による展示会・イベントの中止・延期に伴う一時的な市場縮小に対応するため、ワークシェアリングを実行し、雇用調整助成金の申請等により収支のバランスの維持にも努めてまいりました。

以上の結果、当第2四半期累計期間の売上高は16億70百万円（前年同四半期比8.8%減）、営業利益は16百万円（前年同四半期は営業損失24百万円）、経常利益は47百万円（前年同四半期は経常損失29百万円）、四半期純利益は44百万円（前年同四半期は四半期純損失34百万円）となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末(平成23年9月30日)における財政状態は、資産合計16億90百万円(前事業年度末比1.2%増)、負債合計10億57百万円(前事業年度末比2.5%減)、純資産合計6億33百万円(前事業年度末比7.9%増)となりました。

### (流動資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産の残高は13億94百万円(前事業年度末比48百万円増加)となりました。これは、現金及び預金(前事業年度末比37百万円減少)が減少したものの、売掛金(前事業年度末比79百万円増加)が増加したことが主な要因となっております。

### (固定資産)

当第2四半期会計期間末における固定資産の残高は2億96百万円(前事業年度末比28百万円減少)となりました。これは、減価償却が新規取得を上回ったこと等により工具、器具及び備品(前事業年度末比8百万円減少)が減少したことや、回収等により敷金(前事業年度末比13百万円減少)が減少したことが主な要因となっております。

### (流動負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債の残高は6億20百万円(前事業年度末比9百万円増加)となりました。これは、未払消費税等(前事業年度末比10百万円減少)や賞与引当金(前事業年度末比10百万円減少)が減少したものの、買掛金(前事業年度末比29百万円増加)が増加したことが主な要因となっております。

### (固定負債)

当第2四半期会計期間末における固定負債の残高は4億36百万円(前事業年度末比36百万円減少)となりました。これは、返済が新規借入を上回ったこと等により長期借入金(前事業年度末比34百万円減少)が減少したことが主な要因となっております。

### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高は6億33百万円(前事業年度末比46百万円増加)となりました。これは、四半期純利益の計上により利益剰余金(前事業年度末比44百万円増加)が増加したことが主な要因となっております。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比べ37百万円減少し、当第2四半期会計期間末には、6億51百万円となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの増減要因は、次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は16百万円(前年同四半期は40百万円の獲得)となりました。

これは主に、売上債権の増加額45百万円、たな卸資産の増加額11百万円及び賞与引当金の減少額10百万円が、税引前四半期純利益47百万円を上回ったこと等によるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は6百万円(前年同四半期は11百万円の使用)となりました。

これは主に、敷金及び保証金の回収による収入12百万円が、有形固定資産の取得による支出2百万円及び敷金及び保証金の差入による支出2百万円を上回ったこと等によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は27百万円(前年同四半期は31百万円の獲得)となりました。

これは主に、長期借入金の返済による支出 1 億56百万円が、長期借入れによる収入 1 億30百万円を上回ったこと等によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第 2 四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000
計	50,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	16,918	16,918	大阪証券取引所 JASDAQ (グロース)	(注) 1
計	16,918	16,918	-	-

(注) 1 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

2 「提出日現在発行数」欄には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年8月8日
新株予約権の数(個)	625
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	625(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,800(注) 2
新株予約権の行使期間	自平成23年8月26日 至平成26年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,800 資本組入額 17,900
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

- (注) 1. 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、1株とする。ただし、上記に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

本新株予約権の新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)は、下記ア及びイに掲げる条件が全て満たされた場合、本新株予約権を行使することができる。

- ア 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成24年3月期の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)における経常利益が、100百万円を超過すること。  
イ 当社が金融商品取引法に基づき提出した平成25年3月期の有価証券報告書に記載された損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は連結損益計算書)における経常利益が、140百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することができない。

### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- (1) 当社は、下記事由が生じた場合、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

本新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より11ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合

本新株予約権の割当日から1年後の応答日より12ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の110%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合



- (2) 当社は、下記事由が生じた場合、本新株予約権を無償で取得する。
- 本新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合
  - 本新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合
  - 本新株予約権の割当後、当社の取締役、監査役または従業員のいずれの地位をも喪失した日から1ヶ月を経過した場合
- (3) 当社は、下記ア乃至ウに掲げる条件が全て満たされた場合、本新株予約権を「募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨」に定める本新株予約権1個あたりの発行価額と同額の金銭を交付して取得する。
- ア 本新株予約権者が平成24年6月の定時株主総会において取締役として選任されなかったこと
  - イ 前記アに伴い取締役としての地位を喪失した日から1ヶ月を経過する日までに、「新株予約権の行使の条件」アに掲げる条件が満たされたこと
  - ウ 「会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件」(1)及び(2)の事由が生じていないこと
5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
(注)3に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
(注)4に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

決議年月日	平成23年 8 月 8 日
新株予約権の数(個)	267
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	267(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,950(注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成25年 8 月26日 至 平成27年 8 月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,950 資本組入額 19,475
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1 . 当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合は、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、本新株予約権の目的である株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、1株とする。ただし、上記に定める本新株予約権の目的である株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2 . 当社が、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の譲渡並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、取締役会が正当な事由があると認めた場合はこの限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

### 4. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

(1) 当社は、新株予約権の割当日から1ヶ月後の応答日より11ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の80%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、新株予約権の割当日から1年後の応答日より12ヶ月の間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1月間(当日を含む直近の21本邦営業日)の平均株価(1円未満の端数は切り下げ)が一度でも行使価額の110%(1円未満の端数は切り下げ)以下となった場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(4) 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(5) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

### 5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

#### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

#### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

#### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、(注)1に準じて決定する。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、(注)5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

#### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。

#### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

#### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (8) その他新株予約権の行使の条件

(注)3に準じて決定する。

#### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

(注)4に準じて決定する。

#### (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日(注)	4	16,918	30	157,198	30	137,198

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社T & Pホールディングス	東京都中央区勝どき6 - 3 - 2	5,000	29.55
田口 徳久	東京都千代田区	3,836	22.67
株式会社TKPキャピタル	東京都中央区日本橋茅場町3 - 7 - 3	775	4.58
博展従業員持株会	東京都中央区築地1 - 13 - 14	738	4.36
田中 正則	東京都小金井市	553	3.27
谷崎 森吾	東京都江東区	258	1.53
鷲 禎弘	東京都品川区	222	1.31
今森 教仁	神奈川県横浜市中区	222	1.31
三上 由貴	千葉県市川市	208	1.23
丹野 典子	神奈川県横浜市鶴見区	184	1.09
計	-	11,996	70.91

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,918	16,918	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	16,918	-	-
総株主の議決権	-	16,918	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】  
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期会計期間 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	688,896	651,213
受取手形	65,442	30,858
売掛金	524,819	604,703
仕掛品	29,161	41,425
原材料及び貯蔵品	1,675	1,244
その他	37,691	67,783
貸倒引当金	1,433	2,697
流動資産合計	1,346,255	1,394,532
<b>固定資産</b>		
有形固定資産	192,594	180,011
無形固定資産	19,173	14,928
<b>投資その他の資産</b>		
投資その他の資産	121,751	105,960
貸倒引当金	8,698	4,848
投資その他の資産合計	113,052	101,112
固定資産合計	324,820	296,052
資産合計	1,671,075	1,690,585
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	141,728	171,686
1年内返済予定の長期借入金	274,357	282,248
未払法人税等	3,791	5,350
賞与引当金	98,002	87,926
その他の引当金	41	161
その他	93,340	73,371
流動負債合計	611,261	620,744
<b>固定負債</b>		
長期借入金	469,308	434,599
その他	3,287	1,898
固定負債合計	472,595	436,497
負債合計	1,083,857	1,057,242
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	157,123	157,198
資本剰余金	137,123	137,198
利益剰余金	294,146	338,955
株主資本合計	588,392	633,351
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	1,174	814
評価・換算差額等合計	1,174	814
新株予約権	-	805
純資産合計	587,218	633,342
負債純資産合計	1,671,075	1,690,585

(2)【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	1,831,745	1,670,753
売上原価	1,281,072	1,085,152
売上総利益	550,672	585,600
販売費及び一般管理費	1 575,382	1 568,930
営業利益又は営業損失( )	24,709	16,670
営業外収益		
受取利息	55	8
受取配当金	97	76
貸貸収入	660	-
助成金収入	250	26,706
雑収入	419	10,318
営業外収益合計	1,482	37,110
営業外費用		
支払利息	5,823	5,833
貸貸原価	272	-
雑損失	385	78
営業外費用合計	6,481	5,911
経常利益又は経常損失( )	29,708	47,868
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,727	-
特別利益合計	1,727	-
特別損失		
固定資産売却損	218	-
固定資産除却損	926	663
投資有価証券評価損	255	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,087	-
特別損失合計	6,487	663
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	34,469	47,205
法人税、住民税及び事業税	523	2,396
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	523	2,396
四半期純利益又は四半期純損失( )	34,993	44,808



## (3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 ( )	34,469	47,205
減価償却費	24,278	19,209
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	5,087	-
貸倒引当金の増減額( は減少)	1,880	2,586
賞与引当金の増減額( は減少)	11,852	10,076
その他の引当金の増減額( は減少)	230	119
受取利息及び受取配当金	152	85
支払利息	5,823	5,833
固定資産売却損益( は益)	218	-
固定資産除却損	926	663
投資有価証券評価損益( は益)	255	-
売上債権の増減額( は増加)	195,568	45,300
たな卸資産の増減額( は増加)	871	11,832
仕入債務の増減額( は減少)	153,410	29,957
未払金の増減額( は減少)	19,675	8,216
未払費用の増減額( は減少)	2,751	2,576
その他	39,642	32,141
小計	46,506	9,825
利息及び配当金の受取額	152	85
利息の支払額	5,804	5,758
法人税等の支払額	523	809
営業活動によるキャッシュ・フロー	40,330	16,308
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	9,811	2,810
有形固定資産の売却による収入	31	-
無形固定資産の取得による支出	1,701	224
投資有価証券の取得による支出	667	645
敷金及び保証金の差入による支出	3,158	2,184
敷金及び保証金の回収による収入	3,250	12,562
その他	404	137
投資活動によるキャッシュ・フロー	11,652	6,561
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	200,000	130,000
長期借入金の返済による支出	167,637	156,818
株式の発行による収入	360	150
配当金の支払額	23	522
その他	1,332	746
財務活動によるキャッシュ・フロー	31,367	27,936
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	60,045	37,683
現金及び現金同等物の期首残高	476,968	688,896
現金及び現金同等物の四半期末残高	537,014	651,213

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

1 受取手形裏書譲渡高

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期累計期間 (平成23年9月30日)
受取手形裏書譲渡高 8,389千円	受取手形裏書譲渡高 2,755千円

(四半期損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

前第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当第2四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
役員報酬	49,640千円	役員報酬	63,900千円
給料手当	256,912千円	給料手当	249,611千円
賞与引当金繰入額	33,386千円	賞与引当金繰入額	50,690千円
福利厚生費	68,014千円	福利厚生費	71,566千円
減価償却費	7,116千円	減価償却費	5,470千円
賃借料	48,354千円	賃借料	38,899千円
		貸倒引当金繰入額	3,760千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

前第2四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)		当第2四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	
	(平成22年9月30日現在)		(平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定	537,014千円	現金及び預金勘定	651,213千円
現金及び現金同等物	537,014千円	現金及び現金同等物	651,213千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

前第2四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

【セグメント情報】

当社は、コミュニケーションデザイン事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( )	2,084円65銭	2,648円99銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額( )(千円)	34,993	44,808
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額( )(千円)	34,993	44,808
普通株式の期中平均株式数(株)	16,786	16,915
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	2,603円19銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	297
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前事業年度末から重要な変動があった ものの概要		新株予約権1種類(新株 予約権の数は267個) なお、これらの詳細は 「第3 提出会社の状況、 1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりでありま す。

(注) 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月14日

株式会社博展  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 秀之  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田島 一郎  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社博展の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第43期事業年度の第2四半期会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社博展の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。